

日 絹 月 報

平成30年8月号 第497号

発行：一般社団法人日本絹人織織物工業会
日本絹人織織物工業組合連合会
Tel 03-3262-4101

URL <http://www.kinujinsen.com>

日絹月報はホームページでも閲覧できます。

本号の主なニュース

1. 繊維産業の適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画
2. 第121回通商問題委員会の開催
3. 平成30年度織布運転技能審査試験の募集
4. 絹・合繊維物の海外展示会(ミラノ・ウニカ)出展支援事業の公募

◇ 繊維産業の適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画 ◇

制定 平成29年3月 1日

改訂 平成30年7月24日

日本繊維産業連盟

繊維産業流通構造改革推進協議会

繊維業界は経済産業省が策定した「繊維産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）」に基づき、取引の適正化に努めてきた。日本繊維産業連盟及び繊維産業流通構造改革推進協議会（以下、「両団体」という。）は、これまでの当該ガイドラインに基づく取引適正化の取組みを一層進めるべく、自主行動計画を策定する。

繊維業界は、紡績や製糸、製織・編立、染色・加工、縫製、アパレル及び小売といった長いサプライチェーンを有しており、サプライチェーン全体での取引の適正化が産業全体の競争力強化に寄与するものであり、サプライチェーンを構成する各事業者がその重要性を理解し、不断に努力を行うことが求められる。

また、OECDにおいても、「衣類・履物セクターにおける責任あるサプライチェーンのためのデューディリジェンス・ガイダンス」を策定・公表されたこと等、これら「責任あるサプライチェーン」に係る国際的潮流を踏まえ、取引を行う事業者は自社に至るまでのサ

サプライチェーン全体における法令遵守、適正な取引条件や労働環境等の確保について、十分な確認と考慮をすべき社会的責任が求められる。

このような考えの下、両団体は経済産業大臣の掲げる政策「未来志向型の取引慣行に向けて」や、その一環として改正された下請代金支払遅延等防止法（以下、「下請代金法」という。）に関する運用基準、下請中小企業振興法（以下、「下請振興法」という。）に基づく振興基準及び下請代金の支払手段に関する通達等を踏まえ、適正取引の推進を一層進めるため、サプライチェーン全体の取引適正化に向けた活動を充実すべく「繊維産業の適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画」を策定することとした。この自主行動計画は、取引を行う事業者双方の「適正取引」や「付加価値向上」につながる望ましい取引慣行を普及・定着させる観点から、合理的な価格決定、コスト負担の適正化、支払条件の改善、生産性の向上等に関する今後の取組みを表明するものである。

両団体は、サプライチェーン全体への適正取引の浸透に努めるとともに、この自主行動計画の遵守状況を定期的にフォローアップし、確実な実行を担保することで繊維業界の適正取引が浸透するよう取組みを進める。

I. 適正取引の推進に関する取組み

1. 合理的な価格決定のための取組み

- 消費者が求める品質・価格でものづくりを行い、繊維業界全体としての競争力を高めるためには、各工程において取引数量、納期、品質等の条件、材料費、労務費等について関係者で協議をした上で、合理的な価格決定が行われることが不可欠である。しかしながら、各事業者間の取引においては、歩引きや理由なき返品、受領拒否等の非合理的取引により、負担が偏っている場合がある。そのため、下請振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準やガイドライン等を踏まえ、取引先と十分に適正な利益配分並びに非合理的取引を排除すべく協議を行った上、適正に価格を決定する。
- 発注者は、発注工賃をはじめとする取引条件について、受注者に付加価値に応じて適正に利益が配分され、従業員（外国人技能実習生を含む）の適正な賃金・労働環境、事業の持続可能性等を確保することができる水準となるよう十分考慮した上で、受注者と適正な発注工賃等の取引条件について協議を行った上で、適正に価格を決定する。

また、発注者は、受注者からエネルギーコストの上昇や最低賃金の引上げによる労務費の増加といった、原価の増加による取引条件の見直しの要請があった場合、上記と同様に、受注者の適正な賃金・労働環境、事業の持続可能性の確保を十分に考慮し、受注者と十分に協議を行った上、適正に価格を決定する。

(実施事項)

以下の点を遵守し、「責任あるサプライチェーン」に係る国際的な潮流を踏まえつつ、合理的な価格決定のための取組みを行う。

- ・両団体は、合理的な価格決定のための取組みを進めるため、繊維産業流通構造改革推進協議会（以下、「SCM推進協議会」という。）が定めるTAプロジェクト取引ガイドライン（以下、「TAガイドライン」という。）について、必要な改定と関係各社向け説明会を開催する。改定内容は、更なる取引適正化を進めるため、取引要件かサービス業務なのかの区分を明確にすること、引取義務の徹底、サンプル作成にかかわる費用負担、発注者の都合により発生する業務上の費用等に関する事項についてである。
- ・SCM推進協議会が行った「歩引き」取引廃止宣言と理念を踏まえ、歩引き取引の廃止に向けて、両団体に所属する法人会員及び団体に属する会員企業（以下、「会員企業」とする）は自らの取引先と協議し取引適正化を行う。
- ・取引に係る数量、納期、価格等の条件について、当該事業者間での責任の明確化が図られるよう、取引先と十分に協議を行った上で、契約書等の書面化を徹底する。
- ・受注者から経済情勢に大きな変化やエネルギーコストの上昇、人手不足、最低賃金の引上げ等に伴う取引価格をはじめとする取引条件の見直しの要請があった場合には、これらの影響を勘案し、事業者間で十分に協議を行った上で取引価格等を決定する。
- ・その他材料費の大幅な変動等、経済情勢に大きな変化が生じた際には、必要に応じて、取引先と協議し、取引価格等の見直しを検討する。
- ・発注者は仕入価格の低減要請を行う際は、その根拠を明確にし、受注者と十分協議を行う。
- ・発注者は仕入価格の低減要請を行うに際して、文書や記録を残さずに口頭で数値目標のみを提示しての要請、原価低減の根拠やアイデアを受注者に丸投げするような要請、発注継続の前提を示唆した要請は、下請振興法に基づく振興基準において親事業者が留意すべき事項とされており、客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く要請を行わないことを徹底する。
- ・発注者は原価低減活動の効果を十分に確認して取引価格に反映させる。また、受注者の貢献がある場合は、その貢献度も踏まえて取引価格を決定することとし、受注者の努力によるコスト削減効果を一方的に取引価格に反映することは行わないことを徹底する。
- ・縫製については、事業者間において、工賃の適正化による持続可能な取引を進めて行くため、必要な作業工程・時間に基づき目安となる工賃の算出手段として「縫製工賃交渉支援クラウドサービス」（ACCTシステム）等を活用するなど、適正な

工賃の協議を行った上で決定する。

2. コスト負担の適正化のための取組み

- 繊維産業では、季節ごとに新たな商品展開が行われるため、受注者に対する厳しい納期が求められ、指定納期に指定場所へ納品するため、完成品を受注者が保管するという倉庫機能を負わされるケースがある。また、気候の変化等に応じた追加発注等に対する生地在庫の確保等による倉庫管理等の負担も生じている。これらのコスト負担は、一方的に受注者が負担すべきものではなく、川上から川下までの繊維産業のサプライチェーンを構成する各社が相応に負担すべき管理コストであることから、コスト負担の適正化・改善に取り組んでいく。

(実施事項)

以下の点を遵守し、取引企業間での管理コスト負担の適正化・改善に取り組む。

- ・SCM推進協議会は、管理コスト負担の適正化・改善を進めるため、TAガイドラインの必要な改定を行うとともに、関係各社向けの説明会を開催する。
- ・両団体の会員企業は、引取期日を過ぎた在庫保管等に対するコスト負担について、TAガイドラインを遵守し、適正なコスト負担について関係する事業者間で協議を行った上で取り決める。
- ・取引に係る数量、納期、価格等の条件について、当該事業者間での責任の明確化が図られるよう、取引先と十分に協議を行った上で、契約書等の書面化を徹底する（再掲）。
- ・完成品の引取り時期の未確定や追加発注に備えた材料確保による倉庫の負担、補給品等の追加発注による新たな生産コストの発生等の可能性がある取引に関しては、在庫の確保等に関する期限を定めるなど、受注者に過度な負担が生じないよう、十分に協議を行った上で取り決める。
- ・自己都合による理由なき返品、製造委託した商品の受領拒否、及び不当な販売員や協賛金等の経済上の利益の提供要請など、一方的に受注者に対してコスト負担を強いることがないよう、徹底する。

3. 支払条件の改善のための取組み

- 繊維業界においては、手形での発注代金の支払いサイトは下請代金法に基づく下請代金の支払手段に関する通達において90日以内とされている。また、原則として、代金支払いは現金支払いが望ましいとされていることから、現金支払いの増加を目指すとともに、手形決済の場合の支払いサイトは可能な限り短縮化を図り、60日以内となるよう努めていく。

(実施事項)

以下の点を念頭に、代金の支払方法の改善を進める。

- ・代金支払いをできる限り現金払いとすべく改善に努める。

- ・支払方法については、手形により代金を支払う際、その現金化にかかる割引料等のコスト負担を勘案して、取引先と十分協議を行った上で決定する。
- ・手形サイトは、60日を目標として短縮化に努める。

Ⅱ. 付加価値向上等に向けた取組み

1. 生産性向上のための取組み

- 繊維業界のサプライチェーンを構成する紡績、製糸、製織・編立、染色・加工、縫製、アパレル及び小売の各会員企業は、各工程における課題をサプライチェーン全体の課題として把握し、生産性向上に取り組む。

(実施事項)

以下の点を念頭に、生産性向上のための取組みを進める。

- ・会員企業はそれぞれの工程における稼働率向上のための取組み、及び取引における生産計画などに関する情報の共有化に取り組む。
- ・発注者は事業者間における、生産性向上に関する課題解決に向けて、受注者企業への訪問や面談などの密なコミュニケーションに努める。
- ・会員企業は、サプライチェーン全体での付加価値向上等の観点から、各企業において適正な原価率及び利益を確保した上で、消費者に対する正価（プロパー価格等）の信頼性の維持・向上に努める。
- ・サプライチェーン全体の機能維持のために、事業継承が円滑に遂行されるよう、事業継続に向けた適切な対応を行う。
- ・両団体は、各取組みをベストプラクティスとして可能な範囲で会員企業に共有を図る。

2. 人材育成・教育の推進

- 繊維業界においては、企画・販売をはじめとして、女性の活躍が不可欠である。最終消費者のニーズを踏まえた業界全体の活性化のためにも、企画・販売に加え経営層・管理者層或いはマーチャンダイザーなどの職においても女性が活躍できるよう、環境整備や意識改革を進めていく。また、技術及び経験を持った高齢者の雇用の拡充等を積極的に検討していく。
- 会員企業においては、サプライチェーン全体への適正取引の推進のため、下請代金法の運用基準や下請振興法に基づく振興基準の改正等を踏まえ、業務ルール等の見直しを行うとともに、社内への周知徹底を図る。

(実施事項)

- ・女性及び高齢者が活躍する環境整備や意識改革を進めるため、会員企業は自主点検を行い、その結果を踏まえて、社内ルールやマニュアルの整備・見直しを行う。
- ・会員企業は、適正取引に関する勉強会等を実施する。

Ⅲ. 普及啓発活動の推進

- 繊維業界のサプライチェーン全体への適正取引の推進のため、自主行動計画の取組みを幅広く周知に努める。両団体の会員外の団体・企業への周知も不可欠であることから、両団体及び会員企業は経済産業省の協力を得ながら会員企業の取引先への周知等も通じ、非会員企業を含め自主行動計画の取組み内容について普及を図るよう努める。
- 発注者は、自社製品の発注に関し、受注者が更に他の企業に発注する場合（当該他の企業が更に他の企業に発注する場合も含む）、当該受注者に対し、発注者の立場として本取組を確実に実施するよう求めるとともに、自社製品に係る当該受注者に至るまでのサプライチェーンにおいて、本取組が適切に行われていることを確認し、保証を求める。

(実施事項)

- ・両団体は、自主行動計画に掲げる各項目をサプライチェーン全体に浸透させるため、SCM推進協議会が行う全国各地でのTAガイドライン等に関する説明会を通じて、自主行動計画の取組内容の周知を行い、サプライチェーン全体への適正取引の浸透を図る。
- ・両団体に所属する法人会員及び団体に属する会員企業は、独占禁止法、下請代金法等の法令及び繊維産業における下請適正取引等の推進のためのガイドラインについて、勉強会等を開催するなど取引先を含めコンプライアンスの徹底を図る。
- ・会員外の団体・企業に対しては、改正された下請代金法及び下請振興法の振興基準などの経済産業省による周知と連携しながら、自主行動計画の普及に努めていく。
- ・直接・間接を含め発注者に係る団体（以下「発注側団体」という。）は、加盟企業及び関係事業者等に対し、「責任あるサプライチェーン」の考え方を含め、発注者の社会的責任等について講習会、説明会等を実施する。
- ・発注側団体は、会員企業からの定期的な報告により、会員企業におけるサプライチェーン全体を通じた取引適正化の取組状況や法令遵守状況等をモニタリングし、必要に応じ会員企業に適切な指導や支援を行う。

Ⅳ. 自主行動計画のフォローアップ

- 適正取引の推進には、両団体の会員各社における個々の取引に定着させることが

重要である。そのため、両団体は中小企業庁／経済産業省が定める業種横断的なフォローアップの指針を踏まえ、自主行動計画の進捗状況について、定期的にフォローアップすることにより把握を行う。また、実施状況の評価を通じ、必要に応じて自主行動計画の見直しを行い、各社の取引慣行の改善を進める。

(実施事項)

- ・取引慣行の改善を進めるために、両団体に加盟する団体は、団体の実態に即した形で会長等が直轄する「取引適正化推進委員会」(仮称)を設置する。
- ・取組み内容に関し、両団体の会員に対して聞き取り調査及びアンケート等により、実施状況についてのフォローアップ調査を行う。
- ・検証結果をもとに、必要に応じ自主行動計画の見直しを行う。

以上

(別紙)

改訂の経緯

■平成30年7月24日改訂

繊維産業において、外国人技能実習について法令違反の事例が多数発生しており、業種別では最多となっている。これは、法令違反を犯した個々の事業者の法令遵守の問題のみならず、繊維業界全体の信頼に関わる、極めて由々しい事態である。この問題には、法令違反を犯す企業の法令遵守意識の欠落はもとより、技能実習生等の適正な賃金や労働環境等を確保するには低すぎる発注工賃となっていること、更には、発注者が製品の自社に至るまでのサプライチェーン全体における法令遵守、取引条件等の実態について把握できていないことが背景にある。また、適正でない状態で製造された製品を消費者に提供している場合には、発注者に直接の法令違反がないとしても、企業の社会的責任(サプライチェーンに対する責任)が果たされていない状況が生じている。

こうした事態の適正化に向けて、日本繊維産業連盟は、繊維産業技能実習事業協議会を経済産業省との共同事務局として運営し、同協議会は、技能実習の適正な実施などに向けて繊維業界として講ずべき取組等について協議を行い、平成30年6月に「繊維産業における外国人技能実習の適正な実施等のための取組」を決定した。この取組においては、自主行動計画における「適正取引」への取組みの更なる改善に資する内容を含んでおり、これを反映させるため改訂を行うものである。

◇ 第121回通商問題委員会の開催 ◇

第121回通商問題委員会が8月1日(水)に開催され(1)日本の繊維貿易の現状(2)各国とのEPA交渉状況等について説明があり意見交換が行われた。

1. 日本の繊維貿易の現況について

(1) 輸出入全般の動向

① 2018年6月の現状

円ベースでは、輸出は前年同月比108.6%、輸入は前年同月比107.5%と単月で輸出、輸入共に増である。輸出（円ベース）は、2015年12月がピークであった。その後、落ち込みが続いていたが、2018年に入り回復傾向が認められた。1月～6月では前年同期比102.8%となっている。また、輸入は2017年1月に急増した反動で2月は激減したが、3月は持ち直し、その後の動きは2016年と同じ動きであったが、2018年に入り、1月～6月では前年同期比で103.4%と若干の増である。

項目	2018年6月				2018年1月～6月			
	金額		前年同月比		金額		前年同期比	
	(百万円)	(百万\$)	円ベース	\$ベース	(百万円)	(百万\$)	円ベース	\$ベース
輸出	82,285	747	108.6%	109.5%	436,275	4,019	102.8%	106.3%
輸入	300,648	2,733	107.5%	108.3%	1,970,187	18,137	103.4%	107.0%

② 繊維品別輸出入実績（2018年1月～6月累計・前年同期比）

輸出（円ベース）		輸入（円ベース）	
繊維原料	100.3%	繊維原料	108.4%
糸類（紡績糸・合繊糸）	102.6%	糸類（紡績糸・合繊糸）	102.4%
綿糸	122.0%	綿糸	95.9%
毛糸	134.4%	毛糸	106.3%
合繊糸	100.8%	合繊糸	105.8%
織物	99.5%	織物	103.3%
綿織物	96.4%	綿織物	103.1%
毛織物	109.3%	毛織物	110.5%
合繊織物	99.9%	合繊織物	102.4%
二次製品	106.0%	二次製品	103.3%

(2) 各国・地域別輸出入の動向

① 輸出（2018年1月～6月累計 前年同期比（円ベース））

東南アジア（中国含む）：103.1%、米州：107.9%、欧州：107.3%、中国：102.0%。中国のシェアは-0.3pt（前年同期比）の29.3%と1月～6月の平均では輸出額は若干の増であるがシェアは減である。

アセアン：106.4%、シェアは25.5%（前年同期比+0.9pt）。

1月～6月累計で、前年同期比増は、インドネシア110.2%、ベトナムが108.4%、ミャンマー127.0%、インド115.9%、パキスタン125.8%、バングラデシュ118.1%、イギリス105.7%、ドイツ111.5%、イタリア116.8%、米州107.9%、アフリカ105.7%など。

シェアが安定して伸長しているベトナムの構成比は12.0%（前年同期比+0.6pt）。

バングラデシュが前年同期に激減したが、今期は118.1%と好調である。

②輸入（2018年1月～6月累計・前年同期比（円ベース））

東南アジア（中国含む）：103.1%、米州：99.4%、欧州：108.8%、中国：98.7%、シェアは2.7ptダウン（前年同期比）の56.8%へ。

アセアン：112.3%。シェアは+2.1pt（前年同期比）の26.1%と伸長が続く。

前年同期比増は、台湾103.0%、香港103.1%、タイ108.1%、インドネシア108.7%、マレーシア107.3%、ベトナム116.5%、カンボジア114.5%、ミャンマー113.3%、インド108.7%、パキスタン122.4%、バングラデシュ117.4%、イギリス109.4%、フランス105.0%、イタリア107.1%、アフリカ103.4%などである。

ベトナムのシェアは11.9%（前年同期比+1.3pt）と堅調である。

2. 次回日程について

第122回通商問題委員会は、9月26日（水）14時～16時

◇ 平成30年度織布運転技能審査試験の募集 ◇

本会は、平成30年度織布運転技能審査試験の募集を、平成30年8月9日付30絹人織工連発第21号「平成30年度織布運転技能審査試験の募集について」において募集案内を行った。

技能審査試験の概要については以下の通り。

1. 対 象

「準備工程」「製織工程」「仕上工程」の運転業務に従事する者の有する技能で、受験資格は、1級が勤続2年以上、2級が勤続1年以上。

受験対象工程は、「準備工程」は整経、糊付から、また、「製織工程」は有杼織機、エアジェット式織機、ウォータージェット式織機、レピア式織機、グリッパー式織機から選択。

◎ 合格者に対する称号

- ・ 1 級織布運転技士（準備工程）
- ・ 1 級織布運転技士（製織工程）
- ・ 1 級織布運転技士（仕上工程）
- ・ 2 級織布運転技士（準備工程）
- ・ 2 級織布運転技士（製織工程）
- ・ 2 級織布運転技士（仕上工程）

2. 試験内容

(1) 学科（筆記）試験

学科試験は一般知識と専門知識に大別。

(a) 一般知識

繊維産業に従事するものにとっての基本知識で、範囲は以下のとおり。

- ①繊維の種類と特徴 ②紡績の基本原理と糸の種類及び特徴 ③製織の基本原則と布の種類及び特徴 ④統計的なものの考え方と工程管理 ⑤安全と衛生など

(b) 専門知識

- ①機械の構造と作用（付属装置も含む） ②諸計算 ③試験・検査 ④運転管理の心得、標準動作の手順 など

(2) 実技試験

	課題	1 級	2 級
準備工程	1	始業作業	始業作業
	2	運転作業	運転作業
	3	ビーム交換作業	ビーム交換作業
	4	異常時の処理判断	異常時の処理判断
製織工程	1	経系継ぎ作業	機台の始動及び停止作業
	2	緯系継ぎ作業	経系継ぎ作業
	3	切卸及び運搬作業	緯系継ぎ作業
	4	機台の見回り作業	機台の見回り作業
	5	異常時の処理判断	異常時の処理判断
仕上工程	1	始業作業	始業作業
	2	検査作業	検査作業
	3	格付け作業	格付け作業
	4	異常時の処理判断	異常時の処理判断

なお、既に学科（筆記）試験又は実技試験の合格者で本年度受験する者は、申請の際「一部合格証明書」のコピーを添付すれば、一部合格している学科試験又は実技試験が免除される。

受験料は、1級、2級ともに学科（筆記）試験が5,940円（税込）、実技試験が14,580円（税込）。試験実施の期間は平成30年10月22日～12月7日の間を予定している。

3. 受験申込期日

平成30年9月19日までに当会に申請書を送付。

◇ 絹・合繊織物の海外展示会（ミラノ・ウニカ）出展支援事業の公募 ◇

1. 事業の目的

本事業は、日本独自の絹織物や高機能性を有する合繊織物を海外にアピールするための支援として、下記展示会への出展支援事業の公募を行います。

2. 展示会名

・「The Japan Observatory」 at MU 2020 SS

会期：2019年（平成31年）2月5日（火）～7日（木）

会場：イタリア ミラノ市「Rho Fieramilano（ロー・フィエラ・ミラノ）」

3. 出展対象者

出展対象者は、日本の絹織物・化合繊（長）織物の製造者を構成員とする団体（組合）及びこれらの団体（組合）から推薦された事業者。

4. 公募期間

平成30年8月27日（月）～平成30年9月5日（水） 17時まで（必着）

5. 公募資料（公募要領、申請書等）

資料等詳細は、公募期間中の本会ホームページより入手してください。

【公募申請書（事業計画書）の提出先及び問合わせ先】

〒102-0073 東京都千代田区九段北 1-15-12

一般社団法人 日本絹人織織物工業会 担当 大森

TEL 03-3262-4101 FAX 03-3262-4270

◇ 経済産業省人事異動 ◇

○ 7月25日付

(新)

井上 宏司 様
製造産業局長

(旧)

農林水産省食料産業局長

多田 明弘 様

内閣府政策統括官
(経済財政運営担当)

製造産業局長

○ 7月31日付

(新)

土田 浩史 様
厚生労働省大臣官房政策立案総括
審議官(政策評価、総合政策(労働)
担当)

(旧)

大臣官房審議官(雇用・人材担当)

大内 聡 様

大臣官房審議官(雇用・人材担当)

財務省大臣官房付

◇ 「資金調達ナビ」最新の支援情報(全国版) ◇

中小機構では、J-Net21スタッフが全国の省庁や都道府県庁、支援センターなどの公的機関のサイトに発表されているWEB情報を収集し、リンク情報として紹介しています。資金制度、募集中の資金情報を資金調達の目的、方法、都道府県別に検索できますので実施されている事業にあわせて情報を入手することが出来ます。

**中小機構ホームページ <http://j-net21.smr.j.go.jp/snavi/support>
(日絹ホームページからもリンクしていますので御利用下さい)**

(公募中案件)

2018/08/08 掲載

意匠制度の見直しの検討課題に対する提案募集 (特許庁)

8月6日に産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会を開催し、意匠制度の見直しの方向性と今後の検討課題について議論を開始しました。今後の参考とするため、各論点について、国内外から提案を募集します。

・実施期間：2018/08/07 - 2018/09/21

2018/08/07 掲載

Japan Venture Awards 2019 (PDF ファイル) (中小企業基盤整備機構)

有望なベンチャー起業家を表彰する「Japan Venture Awards(JVA)2019」の応募者を募集します。また、ベンチャー企業の発掘や育成に尽力し、高い貢献が認められるベンチャーキャピタリストの表彰も行っています。

・実施期間：2018/08/03 - 2018/09/26

2018/08/03 掲載

「ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金」2次公募 (中小企業庁)

国際的な経済社会情勢の変化に対応し、足腰の強い経済を構築するため、生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための中小企業・小規模事業者の設備投資等の一部を支援することを目的とします。補助金の2次公募を行います。

・実施期間：2018/08/03 - 2018/09/10

2018/08/03 掲載

平成30年度中小企業者向けCLOローン募集開始 (PDF ファイル)

(日本政策金融公庫)

地域経済活性化の担い手となる中小企業者に対する無担保資金の供給円滑化のため、地域金融機関を通じ、CLO(貸付債権担保証券)ローンの募集を開始しました。このローンは証券化の手法を活用した全国の地域金融機関による日本公庫及び機関投資家との連携商品で、CLOの発行は平成31年3月を予定しています。

・実施期間：2018/08/01 - 2018/12/28

2018/07/31 掲載

「地域未来牽引企業」の選定・公表に向けて候補企業の推薦を受け付けます

(経済産業省)

地域未来投資促進法を活用し、全国で幅広く地域経済牽引事業が実施されるよう、その担い手候補となる地域の中核企業「地域未来牽引企業」の選定のため、候補企業の推薦を受け付けます。

・実施期間：2018/07/31 - 2018/09/07

2018/07/12 掲載

中小ベンチャー企業、小規模企業を対象とした特許料等の軽減措置及び国際出願促進交付金の平成30年4月1日以降の取り扱いについて（特許庁）

「産業競争力強化法等の一部を改正する法律」により、中小ベンチャー企業、小規模企業を対象として、「審査請求料」、「特許料（1～10年分）」、国際出願に係る「調査手数料・送付手数料」、及び国際予備審査請求に係る「予備審査手数料」を1/3に軽減、また、『国際出願促進交付金交付要綱』に基づき、中小ベンチャー企業や小規模企業が特許協力条約に基づく国際出願を行う場合の「国際出願手数料」や国際予備審査請求を行う場合の「取扱手数料」について、納付金額の2/3に相当する額を「国際出願促進交付金」として交付する措置を講じます。

2018/07/06 掲載

事業承継税制（贈与税・相続税の納税猶予及び免除制度）（中小企業庁）

後継者が非上場会社の株式等を先代経営者等から贈与・相続により取得した際、経営承継円滑化法による都道府県知事の認定を受けると、贈与税・相続税の納税が猶予される制度です。

2018/07/02 掲載

第9回「キャリア教育アワード」及び第8回「キャリア教育推進連携表彰」を実施します（経済産業省）

子どもや若者たちに対して、仕事のやりがいや学校での学びと実社会とのつながりを伝える「キャリア教育」に取り組む企業等の活動を表彰する「キャリア教育アワード」と、教育関係者と地域・社会や産業界の関係者とが連携・協働して取り組む「キャリア教育」の先進事例を表彰する「キャリア教育推進連携表彰」を実施します。

・実施期間：2018/07/02 － 2018/10/19

2018/06/20 掲載

地方拠点強化税制における雇用促進税制（厚生労働省）

地域再生法に基づき都道府県知事が認定する「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の認定を受け、本社機能の拡充・移転を実施する事業主において、特定業務施設（整備計画に基づき整備する本社機能を有する施設をいいます。）の雇用者を増加させた場合、1人当たり最大90万円の税額控除が受けられます。

2018/06/14 掲載

「地方創生☆政策アイデアコンテスト2018」の開催について
（経済産業省 中国経済産業局）

自身が暮らす、または、ゆかりのある地域の現状・課題について、「地域経済分析システム (RESAS：リーサス)」を使って分析し、その上で解決策となるような政策アイデアを募集します。

2018/06/08 掲載

中小企業知的財産活動支援事業費補助金（海外知財訴訟保険事業）（特許庁）

中小企業が海外において知財係争に巻き込まれた場合の「セーフティーネットとしての施策」として、全国規模の中小企業を会員とする団体に補助金を交付し、中小企業が海外知財訴訟費用保険に加入する際の掛金の一部を補助し、中小企業の掛金負担を軽減します。

・実施期間：2018/04/25 -

2018/05/10 掲載

「第32回（2018年度）中小企業懸賞論文」の募集（商工総合研究所）

「地域資源の活用による中小企業の発展戦略」「人手不足と中小企業の生産性向上」「中小企業が求める金融機関による本業支援」「中小企業金融におけるリスクマネー供給と信用保証制度」の4テーマから論文を募集します。

・実施期間：2018/08/01 - 2018/10/15

2018/05/09 掲載

「消費税軽減税率制度に係る事業者支援措置（補助金等）説明会」講師派遣事業（中小企業庁）

消費税軽減税率に関する説明会への講師派遣説明会開催団体が開催する中小企業向けの消費税軽減税率説明会等に講師（中小企業庁より事前登録された）を派遣し、消費税軽減税率の支援措置（補助金等）について中小企業庁発行の資料等をもとに説明をします。

・実施期間：2018/04/25 - 2019/02/06

2018/05/07 掲載

中小企業知的財産活動支援事業費補助金（中小企業等外国出願支援事業）（特許庁）

中小企業の戦略的な外国出願を促進するため、外国への事業展開等を計画している中小企業等に対して、外国出願にかかる費用の半額を助成しています。

2018/04/23 掲載

中小企業研究奨励賞・懸賞論文・懸賞レポート 募集（商工総合研究所）

2018年度中小企業研究奨励賞・懸賞論文・懸賞レポートの応募要項を掲載しました。

・実施期間：2018/08/01 - 2018/10/15

動 向

- 7月24日 日本繊維産業連盟 平成30年度第1回常任委員委員会
- 7月27日 当会 JFW-JC2019出展者説明会
- 8月 1日 日本繊維産業連盟 第121回通商問題委員会
- 8月 8日 全国中小企業団体中央会 工業専門委員会

会議予定

- ☆ 関東織物産地連絡協議会 例会
8月28日(火) 13時30分 ~ 於: 日絹会館
- ☆ きものサミット in 京都 2018
9月 5日(水) 15時 ~ 19時45分 於: ホテルグランヴィア京都
- ☆ 当会 全日本帯地連盟 委員総会および交流会
9月11日(火) 委員総会 15時 ~ 17時 於: 西陣織会館
交流会 17時30分 ~ 20時 於: 天菟
- ☆ 全国中央会 第70回中小企業全国大会
9月12日(水) 14時30分 ~ 16時30分 於: 上七軒歌舞練場、西陣織会館
- ☆ 日本繊維産業連盟 第122回通商問題委員会
9月26日(水) 14時 ~ 16時 於: 繊維会館7F
- ☆ 当会 平成30年度第1回資産運用検討委員会
9月28日(金) 12時 ~ 於: 日絹会館
- ☆ 当会 正副会長・正副理事長会議
9月28日(金) 13時 ~ 於: 日絹会館

イベント

- ☆ 第86回東京インターナショナル・ギフト・ショー秋2018
9月 4日(火) ~ 7日(金) 10時 ~ 18時 (最終日は17時まで)
会 場: 東京ビッグサイト 全館
- ☆ IFF MAGIC Japan 2018 September
9月26日(水) ~ 28日(金) 10時 ~ 18時 (最終日は17時まで)
会 場: 東京ビッグサイト 西館

☆ 丹後織物総合展「Tango Fabric Marche」

10月 3日（水）～ 4日（木）10時～18時

会場：代官山 ヒルサイドテラス アネックスA棟

☆ 桐生テキスタイルコレクション2019

10月 4日（木）10時～18時

5日（金）10時～17時

会場：青山 TEPIA3F

☆ 米沢テキスタイルコレクション2019AW

10月11日（木）10時～18時

12日（木）10時～17時

会場：東京交通会館3F グリーンルーム

☆ 2018 浜ちりめん白生地求評会

10月11日（木）13時～17時

12日（金）10時～17時

会場：京都市 丸池藤井ビル3F

☆ 2018丹後きものまつり in 天橋立

10月21日（日）10時～15時30分

会場：京都府 宮津市 文珠地区 日本三景・天橋立周辺

<http://www.tanko.or.jp/>

☆ 第116回博多織求評会

11月 8日（木）～ 11日（日）10時～17時（最終日は15時まで）

会場：萬松山 勅賜 承天禅寺

☆ 第69回丹後織物求評会

11月14日（水）10時～17時

16日（木）10時～16時

会場：京都市 丸池藤井ビル3F

☆ IFFT interiorlifestyle living

11月14日（水）～ 16日（水）10時～18時（最終日は17時まで）

会場：東京ビッグサイト 西1・2・4ホール+アトリウム

☆ The 37th JAPANTEX2018

11月20日（火）～ 22日（木）10時～17時

会場：東京ビッグサイト 東7ホール

☆ JFW JAPAN CREATION 2019

11月21日（水）10時～18時30分

22日（木）10時～18時

会場：東京国際フォーラム ホールE1

☆ Premium Textile Japan 2019 Autumn/Winter

11月21日（水）10時～18時30分

22日（木）10時～18時

会場：東京国際フォーラム ホールE2